

# 事務所通信 リソース

8月号 VOL. 16

## 税理士法人 中央総合会計

〒070-0037

旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL : 0166-25-4131 0166-23-0010

FAX : 0166-25-4132 0166-23-7543

URL : <http://csk-i.com/>

E-mail : [cyuou@csk-i.com](mailto:cyuou@csk-i.com)



いつもお世話になります。自分の故郷や応援したい都道府県・市町村に寄付をすると税額控除が受けられる「ふるさと納税」制度。今回の震災以降、被災地への「ふるさと納税」が急増しているそうです。復興への長き道のりを思えば、助け・助けられながらの「恩送り」が日々、日本の希望を育んでいくように感じます。

## 【住宅の家賃補助は「課税」or「非課税」？】

会社は福利厚生を充実させて従業員の働きやすい環境を整えます。特に住居は従業員やその家族が安定した生活をするための基礎になります。そのため、自社の住宅や借上げ住宅を用意している会社も多くみられます。

原則的には、住宅は給与の現物支給として扱われ従業員に税金がかかりません。しかし、住宅を使用する従業員から、一ヶ月当たり一定額の家賃（賃貸料相当額）以上を受け取っていれば給与として課税されません。



賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額になります。(1)その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.22% (2)12円×(その建物の総床面積(平方メートル)÷3.3(平方メートル)) (3)その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%  
借上げ住宅の場合は会社自らが借主となり、それを従業員に貸す必要があります。従業員が家主と直接契約している場合の家賃負担については、住宅の貸与とは認められないので注意が必要です。なお、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な従業員に対し、その仕事に従事させる都合上、住宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合があります。社宅に関しては、会社の負担分だけ従業員の給与を抑えれば社会保険料も抑えることができるので、そのよ

うな点でのメリットもあります。

## 【「エシカル消費」の意識が高まり対象商品が増えています！】

「エシカル消費」への関心が高まっています。エシカルとは「倫理的」「道徳的」を意味する英語で、社会貢献に目を向けた消費行動や経済活動をエシカル消費と呼んでいます。環境保全に配慮したエコやリサイクル製品、発展途上国を支援するフェアトレード製品、売上げの一部を途上国への寄付金や被災地への義援金に回す企業など、消費者の選択肢は広がっています。社会貢献の意識が高まる昨今、イメージアップにもつながる企業の取り組みに期待が寄せられています。



## 【今月の教えてキーワード：有効求人倍率】

厚生労働省が毎月公表している経済指標。ハローワークに登録している求職者数に対する求人数の割合で、雇用状況を示す指標の一つ。倍率が1を上回っていれば求人の需要があり、下回っていれば求人が不足していると判断ができる。失業率が景気の遅効指数（半年以上遅れて動く）であるのに対し、有効求人倍率は、景気の一致指数（平行して動く）と捉えられ注目されている。当月だけの求職者数の割合を新規求人倍率という。

## 【今こそ問いたい商売の品格】

長野県の諏訪湖はそのむかし、子どもたちが泳いで遊ぶほどきれいな湖だったそうです。それが経済成長期に水質汚染が進み、一時期は「日本一汚い湖」と言われたこともありました。今ではずいぶん浄化活動が進んでいるようですが、諏訪湖がまだ「汚い湖」だった頃、毎朝、ゴミ袋を片手に湖畔のゴミ拾いをする一人の男性がいたそうです。地元で商売をしているTさんです。「諏訪湖で泳ぐ子どもたちの姿をもう一度見たい」、Tさんのそんな願いから始まった、たった一人の諏訪湖清掃は次第に人の知るところとなり、地域の人たちも朝のゴミ拾いに参加するようになったそうです。そんなある夏の朝、湖畔に大量の花火カスが落ちていました。「誰だよ、せっかくきれいになってきたのに」。ゴミ拾いに参加していた人は、その光景にガッカリして腹を立てました。ところがTさんは、目を輝かせながらこう言ったそうです。「いやぁ、嬉しいな。やっとみんなが諏訪湖で遊んでくれるようになったよ」。Tさんの言葉に、その場にいた全員が「この人にはかなわない」と襟を正したそうです。Tさんは精密機械の商売をしています。商売のやり方も諏訪湖清掃と同じです。仕事の依頼主には、「おたくから〇〇円でいただく仕事を下請けには△△円を出し、その差額で従業員を養っています。ですからこれ以上値下げされると従業員に給料を払えません」。下請けさんには、「入りの金額は〇〇円。だからおたくには△△円を出します」。すべての金額を包み隠さず提示するTさんに対して依頼主も下請けさんも「この人にはかなわない」とやはり襟を正すのだそうです。従業員が普通に暮らせるだけの商売ができればそれでよし。それ以上の欲を求めると商売が長続きしない。Tさんを商売人として、人として慕う人はとても多く、「Tさんがそう言うなら」とあっさり話がまとまることも少なくありません。一時期ブームになった「〇〇の品格」という言葉を、今こそ自分の商売に当てはめて考え直してみたいものです。業種や業態が違っていても、世のため人のために商売をしている人には、どうしたってかないません。



## 【専業主婦の年金問題は どうなったの?】

現在は会社員ですが、年内で退職し家業（自営業）を継ぐ予定です。既婚で妻は専業主婦です。退職後は私も妻も国民健康保険と国民年金に加入することは理解していますが、ニュースで話題になっていた「専業主婦の年金届け出漏れ問題」について、妻は何か不利益が出るのではないかと心配な様子です。退職後の手続きで、何か気をつけた方が良いことはあるでしょうか。

会社員から個人の自営業へと変わる場合、国民健康保険・国民年金への変更が必要となります。お住まいの市区町村で簡単に手続きができますので、速やかに行えば心配されているようなことはありません。話題の「専業主婦の年金届け出漏れ問題」とは、サラリーマンの妻は、夫が勤務先で社会保険に加入している場合、申し出により「国民年金第3号被保険者」となり保険料の負担はなくなりますが、その後、夫が勤務先を退職すると、変更届を提出しなければなりません（夫と妻が逆のケースもあります）。この届出が「漏れ」ていたのです。状況が変わり保険料負担をしなければならなくなったことを忘れて、結果的に国民年金の保険料が未納になってしまったという訳です。ぜひ、手続きはお忘れなくお早めに行ってください。